

現行の指定校の変更および区域外就学

本市では、就学すべき学校について、学校教育法施行令第5条及び第8条、第9条を受け、就学指定校の変更及び区域外就学について次のように定めています。

指定校の変更および区域外就学

葛城市においては、それぞれの住所地に応じて通学区域を設定し、決められた通学区域の中で通学する小中学校を指定していますが、特別の事情がある場合に限り、葛城市教育委員会の許可等を受けて、指定校以外の学校へ就学することが可能となります。

審査基準

1. 学年途中の転居の場合
2. 通学路の安全等地理的な条件を考慮すべき場合
3. 自宅の新築や改装のための一時的な転居の場合
4. 病弱・肢体不自由・発育不全等で通学に配慮すべき場合
5. 両親が共働き等で帰宅後監護養育者がいない場合（原則として小学校4年生まで）
6. 上記以外で特に必要性があり、葛城市教育委員会が認めた場合

(注意) 上記要件のいずれの場合も許可期限は最長でも当該年度末までとなります。

なお、区域外就学の許可期限が失効した場合、または特別の事情がなくなった場合は、本来就学すべき学校へ通学することになります。

手続き方法等

申請場所	葛城市教育委員会 学校教育課（葛城市役所當麻庁舎 2 階）
必要な物	認印と事情に応じた書類